



自治基本条例通信(第11回)

条例素案の完成に向けて活動中!

市民会議活動中! /パブリックコメントを実施します! /白河市自治基本条例素案中間とりまとめの紹介



1 本庁舎企画政策課 ☎22-1111
内2324

■お問い合わせ先
本庁舎企画政策課・各庁舎総務課で閲覧できます。
※応募方法などは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください(資料は本庁舎企画政策課・各庁舎総務課で閲覧できます)。

■パブリックコメントを実施します!
白河市自治基本条例素案中間とりまとめについて、市民の皆さんからのご意見を募集します。



今後の検討を進めていきます。

■白河市自治基本条例を考える市民会議活動中!
現在、市民会議では、白河市自治基本条例素案中間とりまとめの内容に関する説明および意見交換を行う「出張出張前トーク」を実施しています。出張出張前トークでは、皆さんから様々なご意見をいただいています。

■白河市自治基本条例素案中間とりまとめの紹介

今月は、市民、市議会および市などまちづくりの主体の権利・役割と危機管理の部分について紹介します。

●まちづくりの主体

- (1) 市民
 - ①市民の権利
 - ◇市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画することができます。
 - ◇市民は市政についての情報を知る権利を持っており、市に対して市が保有する情報の公開を求めることができます。
 - ②市民の役割
 - ◇市民は、まちづくりの主体である意識を常に持ち、自らの意思で市等と協働して、それぞれの立場でまちづくりに参画するよう努めます。
- (2) 市議会
 - ①市議会の役割
 - ◇市議会は、常に市民の視点に立ち、市民に開かれた議会運営に取り組まなければなりません。
- (3) 市
 - ①市の役割
 - ◇市は、地域や市民の福祉の向上を図るため、限られた財源の中で、効率で質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。
- (4) 地域コミュニティ
 - ①地域コミュニティの役割

- ◇地域コミュニティは、地域の特性と主体性が活かされた、個性豊かで活力ある地域づくりの推進に努めます。
- (5) 事業者等
 - ①事業者等の役割
 - ◇事業者等は、自らが持つ知識や専門性等を活かして、地域の発展に繋がる活動に協力するよう努めます。
- 危機管理
 - (1) 東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強いまちづくりの推進
 - ◇東日本大震災の教訓として、災害時には、市民みずからの「自助」、地域コミュニティ等まちづくりに関わる各主体による「共助」及び行政等公的機関による「公助」の緊密な連携と協力が不可欠であることを学びました。
 - このため、市は、市民や市等、まちづくりに関わる各主体の役割や行動計画等を体系化した防災計画を策定し広く周知するとともに、定期的な訓練や効率的な情報提供手段を構築し、災害に強いまちづくりを推進するものとします。
 - (2) まちづくりに関わる各主体間の連携と支え合い
 - ◇災害発生時は、市民、市議会、市等、まちづくりに関わる各主体間の連携と支え合いが大変重要です。このため、まちづくりに関わる各主体は、日頃から地域のつながりを大切にし、災害時に適切に対応できるよう努めます。

今月のお題は、「水のきれいなまちへ」です。下水道への接続をお願いします



私たちの家庭や工場などから出た汚れた水が住宅の周りにたまり、嫌な臭いがして、ハエや蚊などが発生し、伝染病の原因にもなります。汚れた水が、そのまま川や湖に流れると、日常生活に様々な悪い影響を与えます。

下水道へ接続すれば、汚水は下水道に流れるため、川や湖がきれいになり、清潔で住みよい生活ができるようになります。

今月号では、下水道の接続や制度について紹介します。

■工事は指定業者に

排水設備の新設・改造・修理などの工事は、市が指定する排水設備工事事業者へお申し込みください。

指定工事事業者以外では、工事ができませんのでご注意ください。

なお、指定工事事業者については、本庁舎下水道課までお問い合わせください。

■井戸水を利用されている皆さんへ

下水道をご利用の方で、井戸水のみを使用されている方、または水道水と井戸水を併用されている方は、ご家族の人数が下水道料金算定の基準となります。

料金変更の手続きには「世帯人員異動届」の提出が必要です。転出などでご家族の人数に変更が生じたときは、速やかに本庁舎下水道課までご連絡ください。

■排水設備とは・・・

排水設備は、家庭内のトイレ・浴室・台所などから流れ出る汚水を、市が設置した下水道施設(公共ます)に接続し、スムーズに排除するための施設です。

排水設備は、個人負担で設置し、管理していただくものです。



■水洗化改造等資金助成制度

市では、市民の皆さんに下水道接続をしていただくため、次の助成制度を設けています。詳細は、本庁舎下水道課までお問い合わせください。

【助成制度】

改造に要した費用の一部を補助金として交付します。

水洗化改造等工事1件につき、次の額となります。

- ①供用開始日後1年以内に行う改造工事の場合 25,000円
- ②供用開始日後2年以内に行う改造工事の場合 15,000円
- ③供用開始日後3年以内に行う改造工事の場合 10,000円

【利子補給制度】

改造費用を市内の金融機関から借り入れた場合に、その借入利子を市が支払います。

【問い合わせ先】本庁舎下水道課 ☎22-1111 内2322